

下水道工事の施工条件明示に関する調査

全体期間

2003.7～2004.3

(目 的)

土木工事は、工事現場の数々の制約条件を受けて実施され、かつ工事ごとに多様な施工形態を経て建設されている。このため、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上において明らかにしておくことが、極めて重要となる。

平成3年1月、建設省により、土木工事の施工条件に関し「明示項目及び明示事項（案）」をとりまとめた「条件明示について」、各地方公共団体に参考送付されている。

しかしながら、下水道管渠工事では、市街地での施工が多く、工事環境条件等も多様で、かつ工事の進捗に伴い施工条件が変化する特殊性もあって、的確な施工条件明示がなされていないのが実状である。

これらの実状をかんがみ、平成7年12月に財団法人 下水道新技術推進機構は『下水道管渠工事施工条件明示の手引き（案）』を作成した。

発行してから7年が経過し、契約等に係わる環境等も変化する中、平成14年3月には国土交通省により『条件明示について』の改正が行われた。

また、新土木工事積算大系においても、数量総括表の標準化の中に的確な条件明示が位置付けられている。

本調査では、それらを踏まえ、また、昨年度調査において整理した各自治体等の資料などを参考とし、手引の改訂作業を行い、改訂案を作成した。

(結 果)

本調査は、以下の作業を行った。

1. 明示事項の素案の作成

国土交通省よりの平成14年通達を基本とし、昨年度調査において整理した各自治体の調査資料や各種通達を参考とし、条件明示項目・明示事項の素案を作成した。

また、作成した素案と、平成14年度通達の比較表を作成し、変更箇所をまとめた。

2. 『下水道土木工事の施工条件明示の手引き（案）』の作成

まず、当該工事の全体像を把握しやすくするために、工事概要の記入欄を作成した。次に、該当工事について、必要な明示事項の確認、および条件明示をする設計図書を明確にするため、記載区分表を作成した。

さらに、各明示事項についての解説と、明示の際の参考にできるように記載例を作成した。記載例については必要に応じて図表を用いた。

以上により作成した手引（案）について、各自治体よりの意見等を取り入れ、今回の改訂案とした。

固有研究

研究担当者：鈴木 茂，鳥海 弘，稲毛 順二

キーワード

条件明示，設計変更，工事仕様書，契約図書